

税金の使い方が決まりました

総額

490億319万7千円

(前年度 -12億5680万7千円)

一般会計予算

295億5000万円

(前年度 -8億5千万円)

特別会計予算

174億2152万4千円

(前年度 -4億6481万5千円)

国民健康保険特別会計	91億6241万4千円
介護保険特別会計	47億3949万6千円
後期高齢者医療特別会計	7億4103万9千円
公共下水道事業特別会計	17億5195万2千円
農業集落排水事業特別会計	8億9540万7千円
田原福祉専門学校特別会計	1億3121万6千円

企業会計(水道) 20億3167万3千円

(前年度 +5800万8千円)

市長から平成28年度の予算案が提出され、3月10日から4日間、予算決算委員会を開催しました。

審査の結果、全ての予算案を可決し、平成28年度の税金の使い方が決まりました。

予算規模の縮小に対応した 財政運営が必要

平成28年度の国の税制改正により、法人市民税が引き下げられることになり、田原市の税収は減少します。また、赤羽根町、渥美町との合併後に特例的に増額されていた交付税も、特例期間の終了により、国から交付される額が減少していく見込みです。これらにより、市の予算規模は縮小していく見込みです。

市では2月に、「減収危機対応プラン」を策定、予算規模の縮小に対応した財政運営を行ってまいります。

討論

平成28年度予算に対するの

賛成・反対の表明

一般会計予算

反対(河邊正男)

財政が厳しいと言っただけで市民に負担を押し付ける。児童クラブの大幅値上げはその典型。法人市民税の超過課税は全国の市では当たり前、財源を生み出す努力欠落、よって反対。

賛成(荒木 茂)

人口減少対策、地域活性化に対応するため、総合戦略に沿った取り組みがなされた予算。将来の予算規模の縮小にも備えた内容となっております。

「減収危機対応プラン」

地方税制改正等に伴う田原市の今後の財政見直し
【減収危機対応プラン】～減収リスクの軽減に向けての対策方針～

平成28年2月 田原市

1 税制改正に伴う市収入(法人市民税等)の見直し

○平成28年度(2016年度)税制改正に伴って、地方税の税額軽減を目的として法人市民税の税率を1.2、3%から、7%へ引き下げ、その影響を緩和化(地方法人税)して地方交付税の増額をすることが決定されました。

○平成28年度(2016年度)税制改正では、平成29年度からはさらに、0%に引き下げることが明らかになりました。

・それと同時に、消費税率引上げにより、課税は消費税率1.0%分であった地方消費税交付金を平成28年度から1.7%に引き上げ、平成29年度の消費税率1.0%以降で1.7%から2.2%へ引き上げが予定されています。

・また、この税制改正では、法人市民税の軽減措置のため、法人市民税(国税)の一部を市町村に交付する制度が平成29年度から開始されることとなりました。

○本市への影響としては、法人市民税引き下げのほか、国税である法人市民税の税率も引き下げが行われており、法人税額を軽減税率とする法人市民税はさらなる減収が懸念されます。

税率	市収入(千円)		削減額(千円)	削減率
	平成27年度	平成28年度		
1.2%	18,326	17,726	600	3.3%
3%	28,426	27,726	700	2.5%
7%	108,526	107,726	800	0.7%
合計	155,278	153,178	1,100	0.7%

法人市民税法人税額の軽減

税率	市収入(千円)		削減額(千円)	削減率
	平成27年度	平成28年度		
1.2%	18,326	17,726	600	3.3%
3%	28,426	27,726	700	2.5%
7%	108,526	107,726	800	0.7%
合計	155,278	153,178	1,100	0.7%

■税制改正の影響は、平成27年度から一部が始まり、平成化すると見込まれる平成31年度の減収額は▲3億2,200万円(改正前の平成28年度決算額)※平成29年度以降に繰り延べとなります。

・一方で、消費税率引上げ及び法人市民税交付金制度による増収を試算(平成28年度決算額を基準)すると約1億円(消費税率8%引、法人市民税交付金約2億円)が見込まれるものの、法人市民税の軽減分はともなう減収が懸念されます。

国民健康保険特別会計

反対(河邊正男)

国の支援金を保険税の軽減に使っていない。低所得者の国保税を軽減し、誰もが払える国保税にすべき。

賛成(平松昭徳)

国民皆保険の基盤として、必要な給付、健康増進、疾病予防のために、国・県の補助を受け必要な予算が計上されており賛成。

介護保険特別会計

反対(河邊正男)

東三河広域連合の共同処理事業となる介護保険事業について、要支援1・2が保険から外れ、地域支援事業に移るが保証はない。高齢者の居場所を奪う事業は認められない。

賛成(小川貴夫)

介護認定に関する事務、介護サービスに対する保険給付のほか、介護予防を積極的にを行っている。円滑な運営に寄与する予算であることから賛成。